

平成28年度決算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における平成28年度に交付された社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分）

60,066千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費

1,588,207千円

（内 訳）

（単位：千円）

区分	費 目	経費	財 源 内 訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	389,815	204,633		473	10,325	174,384
	老人福祉費	156,438	639		6,091	8,369	141,339
	児童福祉費	321,419	82,399		22,839	12,084	204,097
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	104,125	45,267			3,290	55,568
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	29,010	19,991			504	8,515
	介護保険 特別会計繰出金	133,779	1,066			7,419	125,294
衛生健	保健衛生費	453,621	12,053		118,209	18,075	305,284
合 計		1,588,207	366,048	0	147,612	60,066	1,014,481

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。